

十二

終期
利息

平成十六年十一月二十二日を
支払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。

$$\left(\frac{\text{額面金額} + \text{登録金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \left(1 + \frac{2}{365} \right) \right)$$

十三

償還
期限

平成十六年十一月二十二日

十四

償還
金額

日本銀行の本店、支店、代理店、

十五

元利
支額

国債代理店及び国債元利金支払

十六

払込
期日

取扱店並びに取扱郵便局

平成十四年十一月二十日